日本公衆衛生看護学会 学術奨励賞「教育・実践部門」の募集について

日本公衆衛生看護学会 表彰委員長 斎藤照代

向夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。。

日本公衆衛生看護学会表彰委員会では、本年度も学術奨励賞「教育・実践部門」の募集開始いたします。

学術奨励賞「教育・実践部門」は定款第3条の目的並びに第4条の事業に基づいて、公衆 衛生看護の発展と向上に寄与する業績のあった会員のうち、特に優れた実践活動を行う会 員や団体を表彰し奨励するものです。所掌委員は日本公衆衛生看護学会表彰委員会となり ます。

つきましては、日本公衆衛生看護学会表彰規程に則り、学術奨励賞「教育・実践部門」の 候補者の推薦をお願い致します。自薦・他薦は問いません。

下記及び表彰規程・選考に関わる細則をお読みいただき、ご推薦くださいますようお願い 致します。

記

- 1. 応募資格:1)・2) ともに該当する者
- 1) 申請代表者が、一般社団法人 日本公衆衛生看護学会の正会員であること
- 2) 選考年度の前年2年間の公衆衛生看護に関した教育・実践の業績があった者
- 2. 応募方法
- 1) 自薦、他薦を問わず正会員の推薦が必要です。
- 2) 応募書類:指定の書式に従い、もれなく記載の上、学会事務局まで送付してください。
- ※ 応募書類は学会ホームページよりダウンロードできます。

https://japhn.jp/wanted/award/application

- ※ 応募書類の記入枠を改変することは認めません。
- ※ 資料として、応募書類に「成果物」「報告」「パンフレット」「学会発表」等を添えることができます。
- 3) 応募の手段:郵送または e-mail とします。
- 4) 応募の宛先:一般社団法人日本公衆衛生看護学会 事務局
- ・郵送の場合:〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入西大路町146番地 ※封筒に「学術奨励賞応募書類在中」と記載してください。

- ・E-mail の場合: japhn@nacos.com
- 3. 応募期間

令和6年7月1日(月)~令和6年8月23日(金)(事務局必着)

4. 選考方法

以下の選考基準により、表彰委員会にて授賞候補となる正会員、または団体の構成委員(共同実践者)の正会員を2名(団体)以内で選出します。

<選考基準>

- (1) 公衆衛生看護学上の活動の意義
- (2)活動の先見性
- (3)活動の成果
- (4)活動の発展性・将来性
- (5)活動の波及効果
- 5. その他
- 1) 授賞式は、日本公衆衛生看護学会会員集会にて行います。
- 2) 選考結果は応募者全員に通知します。

【問合せ先】日本公衆衛生看護学会 事務局

TEL: 075-415-3661 FAX: 075-415-3662

E-mail: japhn@nacos.com

【参考資料】

○ 一般社団法人 日本公衆衛生看護学会 定款(一部抜粋)

(目的)

第3条 本法人は、公衆衛生看護の学術的発展と、研究・教育及び活動の向上と推進をめざ し、もって国民の健康増進と社会の安寧に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。なお、事業の実施に あたっては、さまざまな分野の保健師等の共同により推進する。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 学会誌等の発行
- (3) 公衆衛生看護学の研究、公衆衛生看護活動及び保健師活動の推進
- (4) その他本法人の目的達成に必要な事業

○ 一般社団法人 日本公衆衛生看護学会 表彰規程(一部抜粋)

(目的)

第1条 本学会は、一般社団法人 日本公衆衛生看護学会 定款第4条の(3)に基づく 事業、並びに第8条に基づいて、公衆衛生看護の発展と向上に寄与する業績のあった会員 を選考し、表彰を行う。

(種類)

- 第2条 本規程による表彰の種類は次のとおりとする。
- (1) 日本公衆衛生看護学会 学術奨励賞 優秀論文部門
- (2) 日本公衆衛生看護学会 学術奨励賞 教育・実践部門
- (3) その他理事会で特に認めた賞
- 一般社団法人 日本公衆衛生看護学会 学術奨励賞選考に関わる細則 第4条 各部門の選考基準は以下のとおりとする。
- (1) 学術奨励賞 優秀論文部門
- 1) 論文の独自性
- 2) 得られた知見の発展性
- 3) 論文の一貫性と完成度
- 4) 論文の公衆衛生看護学及び公衆衛生看護実践への貢献度
- (2) 日本公衆衛生看護学会 学術奨励賞 教育・実践部門
- 1) 公衆衛生看護学上の活動の意義
- 2)活動の先見性
- 3)活動の成果
- 4)活動の発展性・将来性
- 5)活動の波及効果

--

メールアドレスやご住所等の変更は、オンライン会員情報管理システムでご修正いただくか、書面(メール、FAX、郵便)にて事務支局宛ご連絡願います。

オンライン会員情報管理システム

https://japhn.jp/academy/procedure